# 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令 （平成二十二年総務省令第四十九号）

#### 第一条（用語の意義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

* 一  
  過疎地域の市町村  
    
    
  過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号において同じ。）、第二号、第三号又は第四号に規定する過疎地域をその区域とする市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村
* 二  
  過疎地域とみなされた市町村  
    
    
  法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村
* 三  
  財政力指数  
    
    
  地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値
* 四  
  過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村  
    
    
  法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市町村
* 五  
  合併前過疎市町村  
    
    
  法第二条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第四号に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村であって、当該公示後、市町村の合併（法第三十三条第二項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）によりその区域の全部又は一部が合併後市町村（市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。）の区域の一部となった市町村

#### 第二条（過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定）

過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村については、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

##### ２

財政力指数が〇・五六以下の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村については、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。  
この場合において、総務大臣は、各市町村が当該年度において法第十二条第二項の規定により地方債をもってその財源としようとする額を合算して得た額（次条第二項及び第四条第二項において「市町村発行予定額」という。）が当該年度の前項、次条第一項及び第四条第一項の規定により算定された各市町村の額を合算して得た額（次条第二項及び第四条第二項において「市町村発行限度額」という。）を超えることのないように定めなければならない。

##### ３

当該年度前三年度内における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、第一項の規定により額を算定する場合には、当該年度前三年度内の各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

* 一  
  廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。
* 二  
  廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。
* 三  
  境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。
* 四  
  境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

#### 第三条（過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定）

過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該市町村の区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域ごとにそれぞれ当該各号に定める額（当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合併前過疎市町村限度額」という。）を合計した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

* 一  
  当該年度において普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条第一項に規定する合併関係市町村（以下この項において「合併関係市町村」という。）である当該合併前過疎市町村に属する区域及び当該年度において合併関係市町村でなく、かつ、当該年度の前年度において合併関係市町村である当該合併前過疎市町村に属する区域  
    
    
  次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める算式により算定した額
* 二  
  当該年度及び当該年度の前年度において合併関係市町村でなく、かつ、当該年度の前々年度又は当該年度前三年度において合併関係市町村である当該合併前過疎市町村に属する区域  
    
    
  次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める算式により算定した額

##### ２

財政力指数が〇・五六以下の過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村が、前項の規定により額を算定する場合における当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。  
この場合において、総務大臣は、市町村発行予定額が市町村発行限度額を超えることのないように定めなければならない。

#### 第四条（合併後の過疎地域の市町村及び当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村に係る特例）

第二条第一項の規定により額を算定する場合において、当該市町村がその区域に合併前過疎市町村の区域の全部又は一部を含むものについて、当該区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域のそれぞれについて前条第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額が第二条第一項の規定により算定した額を超えるときは、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条第一項の規定にかかわらず、当該合計した額とする。

##### ２

財政力指数が〇・五六以下の市町村が、前項の規定により額を算定する場合における当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。  
この場合において、総務大臣は、市町村発行予定額が市町村発行限度額を超えることのないように定めなければならない。

#### 第五条（市町村の合併があった場合における基準財政需要額等の算定の特例）

当該年度前三年度内に市町村の合併があった場合における合併前過疎市町村について、前二条の規定により額を算定する場合には、当該年度前三年度内の各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の合併の日の属する年度前の各年度（第二号において「合併前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

* 一  
  市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の全部が合併後の市町村の区域の一部となった場合  
    
    
  当該合併前過疎市町村について地方交付税法第十一条及び同法第十四条の規定によりそれぞれ算定した額
* 二  
  市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の一部が合併後の市町村の区域の一部となった場合  
    
    
  当該合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が合併前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第十一条及び同法第十四条の例によりそれぞれ算定した額

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二日総務省令第一五七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令附則第二条（附則第三条において準用する場合を含む。）及び附則第四条の規定は、この省令の施行の日以後に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地方債について適用し、同日前に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地方債については、なお従前の例による。

# 附則（平成二四年四月六日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年三月三一日総務省令第三八号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日総務省令第三一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日総務省令第一八号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。